

**令和6年度野田村一般会計歳入歳出決算において引上げ分の地方消費税交付金
（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費**

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、引上げ分の地方消費税収については、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和6年度野田村一般会計歳入歳出決算における引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は、以下のとおりです。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 57,293 千円

（歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,095,060 千円

※社会保障4経費とは、いわゆる「年金・医療・介護・子育て」に係る経費を指します。

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名		歳出 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	村 債	その他	地方消費税 交付金（社会 保障財源 化分）	その他
社会福祉	社会福祉・障害者 福祉事業	354,591	142,549	0	3,702	1,950	206,390
	高齢者福祉事業	24,121	210	0	5,427	0	18,484
	児童福祉事業	320,655	233,614	0	2,115	24,501	60,425
	母子福祉事業	19,563	2,554	0	20	9,764	7,225
	小 計	718,930	378,927	0	11,264	36,215	292,524
社会保険	国民健康保険事業	38,682	19,170	0	47	0	19,465
	介護保険事業	110,581	0	0	30,740	19,960	59,881
	後期高齢者医療事業	68,965	14,265	0	3	0	54,697
	国民年金事業	99	99	0	0	0	0
	小 計	218,327	33,534	0	30,790	19,960	134,043
保健衛生	保健衛生事業	96,066	2,148	2,100	1,436	1,118	89,264
	予防対策事業	41,350	44	0	6,291	0	35,015
	高齢者保健事業	20,236	235	0	1,963	0	18,038
	精神保健事業	151	56	0	0	0	95
	小 計	157,803	2,483	2,100	9,690	1,118	142,412
合 計		1,095,060	414,944	2,100	51,744	57,293	568,979

※国民健康保険事業、介護保険事業及び後期高齢者医療事業は、それぞれ特別会計への繰出金や広域連合への負担金を計上しています。